

雇い入れ時の安全衛生教育 カリキュラム例(中央労働災害防止協会 新入者安全衛生テキスト参考)

約3時間～4時間構成

I. はじめに 雇い入れ時の安全衛生教育について 10分

II. 安全につながる仕事の基本 50分

・あいさつ(接遇・服装マナー) ・きちんとした仕事 ・報告・連絡・相談 ・SNSの使用について

III. 職場の安全衛生管理 25分

・労働災害とは? ・労働災害の原因 ・労働安全衛生法 ・安全衛生管理体制 ・職場の安全衛生活動

IV. 安全な仕事の基本 25分

・会社の規則と職場のルール ・免許等の資格 ・安全衛生保護具 ・職場にある表示 ・合図

・警報 ・整理整頓 ・危険予知 ・仕事を始める準備

V. 安全な仕事の進め方 50分

・機械・器具取扱い ・電気取扱い ・化学物質取扱い ・運搬 ・転落・転倒予防

・道具・工具取扱い ・火災や爆発を防止 ・特殊車両の知識 ・熱中症予防 ・パソコン等取扱い

VI. 安全で快適な環境の為に 50分

・交通安全 ・地震などの緊急時の対応 ・応急措置(労働災害発生時などの対応) ・仕事と健康

・心の健康のために ・ストレスを知る ・ハラスメントはいけません ・食生活を健康的に

・お酒をたのしく ・タバコとマナー ・運動しよう ・いい睡眠 ・感染症をひろげない

VII. 締め 修了

※上記はあくまで一例です。特別教育と違い、雇入れ時の安全衛生教育は、法令等での細かいカリキュラム指定はありませんので、以下の安衛則35条を踏まえ、上記カリキュラム例を参考に各社業務実態に応じて実施してください。

講師が御社にお伺いして開催する、出張での雇い入れ時の安全衛生教育も、全照協にてご対応させていただきますので、お困りの際は事務局までご相談ください。

安衛則第35条【雇入れ時の安全衛生教育の内容】

- (1) 機械等、材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事
- (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事
- (3) 作業手順に関する事
- (4) 作業開始時の点検に関する事
- (5) 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事
- (6) 整理、整頓及び清潔の保持に関する事
- (7) 事故時等における応急措置及び退避に関する事
- (8) 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項